

労働協約ケース

申出要件

一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の2分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申 別添新産業別最低賃金の運用方針 1 (1)イ(イ))

申出に必要な書類

1 次に掲げる事項を記載した申出書

- ①申出を行う者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ②当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③上記②のほか、申出の内容
- ④申出の理由

2 添付書類

- ①上記1①を明らかにできる書類
- ②当該労働協約の写し
- ③申出当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったことを証する書類
- ④当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ⑤当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類

公正競争ケース

申出要件

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申 別添新産業別最低賃金の運用方針1(1)イ(ロ))

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意による申出があったものについては、審議会への諮問等が円滑に行われることが望ましい。

(平成4年5月15日中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告2(1))

申出に必要な書類

1 次に掲げる事項を記載した申出書

- ①申出を行う者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ②当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③上記②のほか、申出の内容
- ④申出の理由(事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について特定最低賃金を設定することが必要である理由)

2 添付書類

- ①上記1①を明らかにできる書類
- ②当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね1/3以上のものの合意によって行われた場合には、当該合意を確認するために必要な書類(労働協約の写し、合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記載した書面など)
- ③賃金格差の存在の疎明のための資料